

介護予防・日常生活支援総合事業

デイサービス

アゼリーここからプラザ

重要事項説明書

様

社会福祉法人 江寿会

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人江寿会
主たる事務所の所在地	〒133-0044 江戸川区本一色2-13-25
代表者（職名・氏名）	理事長 磯野 正
設 立 年 月 日	平成10年3月25日
電 話 番 号	03-5607-0482

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター アゼリーここからプラザ	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒132-0021 江戸川区中央1-8-21	
電 話 番 号	03-5607-7665	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	13A2300658
実施単位・利用定員	3単位	定員30人
通常の事業の実施地域	江戸川区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、自立支援の考えの基、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、江戸川区や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後15時00分まで

6. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業（通所介護相当サービス）の基本利用料、実費負担分、加算の費用になります。

【基本部分：第1号通所事業（通所介護相当サービス） 往復送迎料金 含】

対象者	事業対象・要支援1・2 利用者負担(1割)	事業対象・要支援1・2 利用者負担(2割)	事業対象・要支援1・2 利用者負担(3割)
一日コース ご利用者	455円/1回	909円/1回	1,364円/1回
短時間コース ご利用者	376円/1回	752円/1回	1,128円/1回
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	別途合計金額に5.9%相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	別途合計金額に1. %相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）		

※但し、要支援1は1,672単位、要支援2は3,428単位を上限とする

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める第1号通所事業（通所介護相当サービス）の金額に相当する金額であり、第1号通所事業（通所介護相当サービス）の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

基本部分：第1号通所事業（通所介護相当サービス） 送迎料金 含まず】

対象者	事業対象・要支援1・2 利用者負担(1割)	事業対象・要支援1・2 利用者負担(2割)	事業対象・要支援1・2 利用者負担(3割)
一日コース ご利用者	403円/1回	805円/1回	1,207円/1回
半日コース ご利用者	324円/1回	648円/1回	972円/1回
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	別途合計金額に5.9%相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	別途合計金額に1. %相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）		

※但し、要支援1は1,480単位、要支援2は3,044単位を上限とする

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
運動器機能 向上加算	できるだけ長く自立した日常生活を送れるようにすることを目的としており、個別に実施されるサービスを行った場合に加算されます。	246円/月	491円/月	736円/月
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	別途合計金額に5.9%相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）			
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	別途合計金額に1. %相当の左記加算が加わる（1ヶ月あたり）			

（2）その他の費用

食 費	食事の提供をする場合、1食につき600円の食費を頂きます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費を頂きます。

（3）キャンセル規程

利用者のご都合でサービスを中止する場合、通常ご利用料金の自己負担額分（加算サービスは除きます）のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください。

※ご利用日の当日の午前8時00分までにご連絡頂いた場合や体調の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

（４）健康上の理由による中止

①病気や体調不良等の際はサービスの提供をお断りすることがあります

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族や介護支援専門員などに連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医などに連絡を取るなど必要な措置を講じます。

（５）支払い方法

事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

1. 当施設が指定する金融機関口座からの自動口座振替とさせていただきます。
2. ご利用料金は毎月末締めで算出し、翌月１５日前後に請求書を発送します。
3. 自動口座振替は締め日の翌月２７日に行います。また、２７日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に自動口座振替を行います。

７．緊急時における対応方法

1. サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等必要な措置を講じます。※必ず連絡の取れる方の住所・電話番号又は携帯電話の番号をご記入下さい。

氏 名	
住 所	
電話番号	()
携帯電話	()
続 柄	

２．主治医

病 院 名 診療所名	
医 師 名	
住 所	
電話番号	()

8. 感染症対策

①当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

②ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

④当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

- ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。

- ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的の実施します。

9. 事業継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的程度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象になります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止案を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対するに必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 虐待防止について事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し

責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・

普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業者はご利用様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

② 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと

思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に

周知徹底を図ります。

④ 事業者は虐待防止責任者を定めます

12. 相談、要望、苦情などの窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

■ サービス相談窓口

担当部署：アゼリーここからプラザ 担当：鈴木 和宏

電話番号：03-5607-7665

受付時間：月～土曜日 8：30～17：30

江戸川区介護保険課事業者調整係

電話番号：03（5662）0032

東京都国民健康保険連合会 介護保険部 相談係

電話番号：03（6238）0177

上記の重要事項を確認の上で本書2通を作成し、ご利用者と事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

重要事項確認日 令和 年 月 日

【事業者】

<事業者名> 社会福祉法人 江寿会 アゼリーここからプラザ

<住 所> 東京都江戸川区中央1-8-21

<代表者名> 理事長 磯野 正 印

<説明者名> 鈴木 和宏

【利用者】

<氏 名> _____

【保証人】

<氏 名> _____

<続 柄> _____

平成30年 4月 施行
令和元年 10月 一部改訂
令和2年 1月 一部改訂
令和3年 4月 一部改訂
令和3年 6月 一部改訂
令和4年 10月 一部改訂
令和6年 4月 一部改訂